8－④　緊急・防災

重度身体障害者等救急通報システム

対象者　区内に住所を有する 18 歳以上の方で、次のすべてにあてはまる方
（1）身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級まで）もしくは日常生活を営む上で常時配慮を要する状態にある難病患者
（2）ひとり暮らしの方、障害者または難病患者のみの世帯、昼間または夜間常態的にひとりになる方

内　容　自宅で急病や事故等の緊急事態のとき押しボタンやペンダントを押すと、自動的に警備会社に通報できる機器を設置します。自宅の鍵を一式、警備会社に預けます。
通報を受けた警備会社は、ご本人へ連絡したのち、東京消防庁へ連絡するなどの救命・救助の手配を行います。
費用：住民税課税者　月額 1,500 円、住民税非課税者　月額 750 円、生活保護受給者等　免除

申　請　必要なもの　身体障害者手帳または難病の医療証等（※申請は郵送可）

問合せ　障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952　FAX03-3647-4910

避難行動要支援者名簿

対象者　次のいずれかにあてはまる方
（1）75 歳以上のひとり暮らしの方、75 歳以上のみの世帯の方
（2）介護保険制度の要介護 3 から 5 に該当する方（特別養護老人ホーム入所者は除く）
（3）身体障害者手帳の肢体不自由 1・2 級、視覚障害および聴覚障害の 1・2 級に該当する方
（4）愛の手帳の 1・2 度に該当する方
（5）上記（1）～（4）に該当しないが災害時の避難に支援が必要な方

内　容　災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者の名簿を関係機関（消防署、警察署、社会福祉協議会）へ提供し、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置しています。
外部提供同意書を提出していただいた方は、地域団体等（災害協力隊等（町会、自治会等を母体として組織されている自主防災組織または自主防災組織としての活動が困難な場合におけるマンション管理組合、自治組織等）、民生・児童委員、長寿サポートセンター）にも名簿を提供し、災害時に備えています。
災害協力隊などは、平常時に訪問調査等を行い、個別の避難支援計画を作成します。

申　請　江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書（福祉課・防災課・障害者支援課・保健予防課・保健相談所・長寿サポートセンターの各窓口で受付しているほか、江東区のホームページから電子申請もできます。）

問合せ　福祉課地域福祉係
☎ 03-3647-4152　FAX03-3647-9186

こうとう安全安心メール

内　容　江東区の防犯情報や防災情報を、携帯電話などに、メールでお知らせしています。
登録方法：
（1）anshin.koto-city@raiden.ktaiwork.jp に空メールを送信
（2）登録確認メール内の URL にアクセス
※迷惑メールの「受信拒否設定」をしている場合は、koto-anzen@city.koto.lg.jp を「受信設定」してください。

問合せ　危機管理課危機管理係
☎ 03-3647-9382　FAX03-3647-9651

１１０番アプリシステム

対象者　聴覚または言語・音声などに機能障害がある方

内　容　「110 番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。詳細は警視庁ホームページをご覧ください。
URL　https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/jiken_jiko/110/110site.html

問合せ　警視庁　☎ 03-3581-4321（代表）

緊急ネット通報（東京消防庁）

対象者　東京消防庁管内（稲城市および島しょ地区を除く）に在住、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方

内　容　音声による 119 番通報が困難な方が、携帯電話・スマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行うものです。利用には事前の登録が必要です。
詳細は、東京消防庁のホームページをご覧ください。
東京消防庁ＨＰ＞安全・安心情報＞トピックス＞緊急ネット通報のご案内
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/

問合せ　東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係
☎ 03-3212-2111（代表）内線 4245・4247　FAX03-3213-1478
メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
※本問合せ先からは、救急車・消防車を要請できません。

家具転倒防止器具の取付

対象者　次のいずれにもあてはまる世帯
（1）身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1 ～ 3 度の方がいる世帯
（2）転倒防止器具の取り付けが困難な世帯（障害者のみの世帯または同居家族がおおむね 65 歳以上の高齢者の世帯等）

内　容　地震等による家具の転倒を未然に防ぐため、重度心身障害者の世帯に家具転倒防止器具を取付けます。
取付けは、タンス・食器棚・家具など 3 点まで、1 回限りです。

申　請　必要なもの
（1）身体障害者手帳または愛の手帳
（2）印かん
※申請は郵送可。詳細はお問合せください。

問合せ　障害者支援課　FAX03-3647-4910
身体障害相談係　☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
愛の手帳相談係　☎ 03-3647-4954